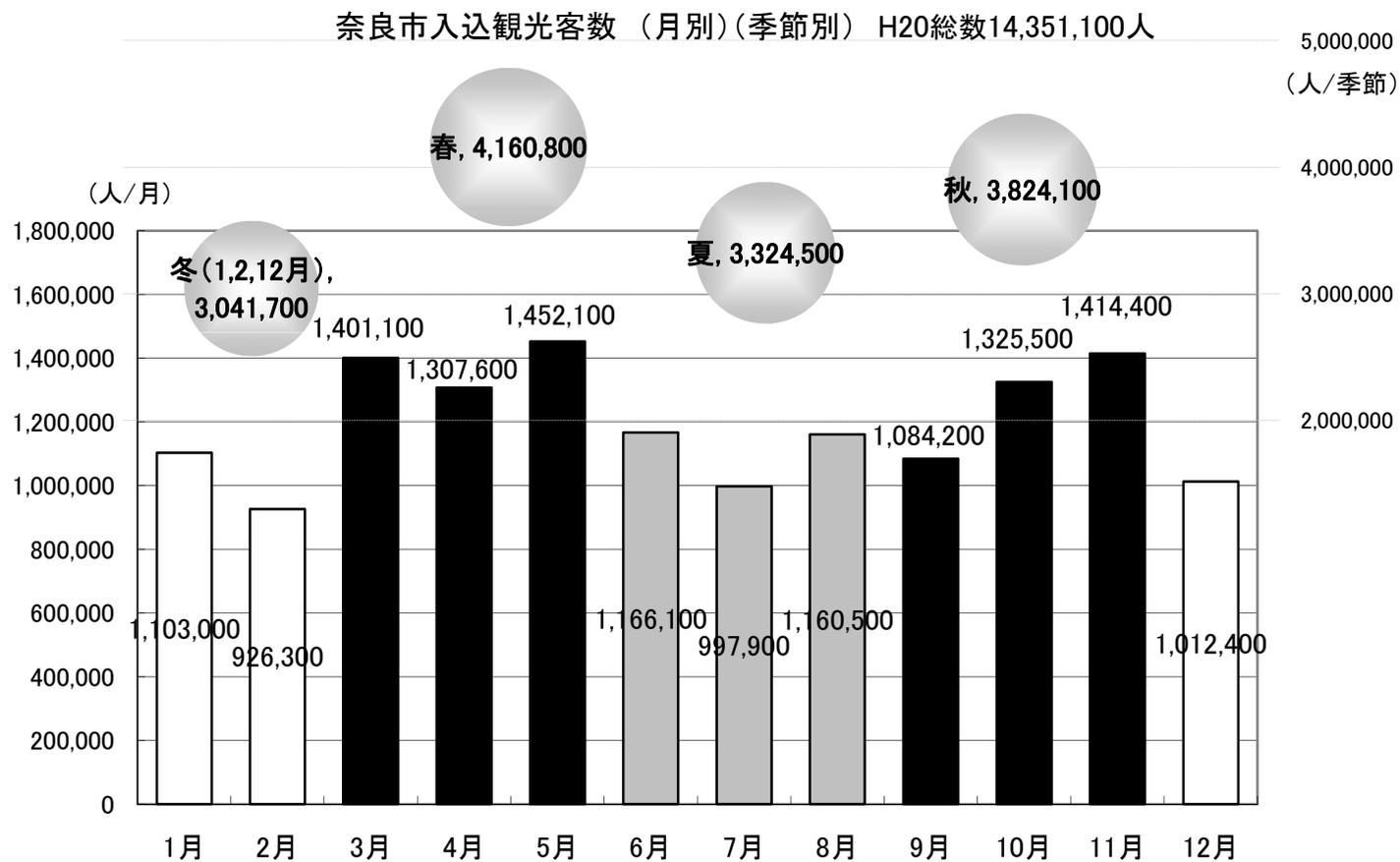


## 奈良市総合計画審議会（第2回） 配布資料一覧

- 資料1
  - ・ 奈良市入込観光客数（月別）（季節別）H20
  - ・ 奈良市に常住する15歳以上の就業者の従業地の状況（H17国勢調査）
  - ・ 奈良市へ招く観光客のニーズ（ヒアリング・アンケート結果等より）、奈良公園の魅力向上や渋滞対策に向けたアンケート調査
- 資料2 上位計画・関連計画の体系
- 資料3 奈良市第3次総合計画の施策体系
- ※前回配布資料 「資料11 総合計画における施策の大綱別評価集計表（平成21年度施策評価）」
- ※前回配布資料 「資料12 平成21年度施策評価結果」
- 資料4 奈良市第3次総合計画総括シート（案）
- 資料5
  - ・ これまでの奈良市総合計画基本構想の概要、奈良市総合計画基本構想の構成について
  - ・ 他都市基本構想の骨子
- 奈良市まちづくり市民会議 提案書
- 資料6 奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例



奈良市入込観光客数調査報告(H20 奈良市観光経済部観光戦略室観光企画課)より

奈良市に常住する15歳以上の就業者の従業地の状況(H17国勢調査)

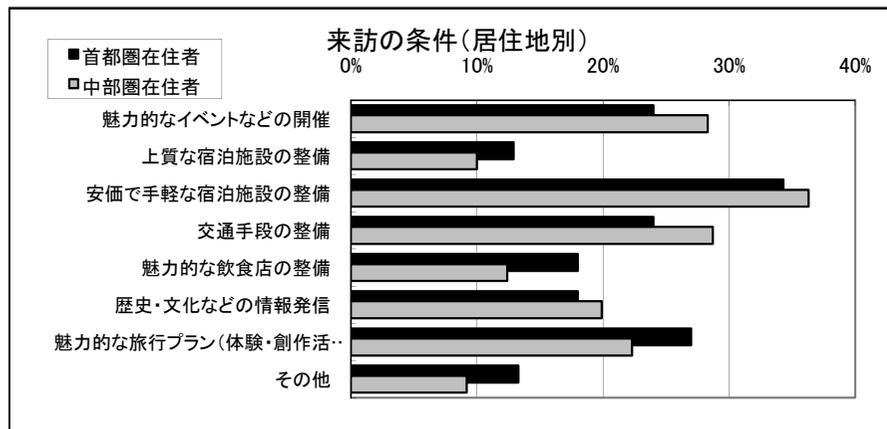
		人数	%	備 考	
就業者	合 計	164,876	100.0		
従業地	市内	85,722	52.0		
	市外	大和郡山市	7,204	4.4	奈良県内 他市町村計 21,523 人 13.0 %
		天理市	3,696	2.2	
		生駒市	4,886	2.9	
		橿原市	1,426	0.9	
		その他県内	4,311	2.6	
		大阪市	32,733	19.9	大阪府計 47,305 人 28.8 %
		東大阪市	6,864	4.2	
		八尾市	1,114	0.7	
		他の大阪府	6,594	4.0	
		京都市	2,949	1.8	京都府計 7,164 人 4.3 %
		木津町	1,202	0.7	
		精華町	805	0.5	
		他の京都府	2,208	1.3	
		兵庫県	1,116	0.7	
その他県外	2,046	1.2			

## 奈良市へ招く観光客のニーズ(ヒアリング・アンケート結果等より)

### 1. 奈良の魅力

- ・固定ファンは京都にはない奈良の魅力を気に入っている。
- ・具体的にはしっとりとした静けさの中で本物に触れられる魅力を感じる人が多い。
- ・テレビドラマ等の舞台などになると、ロケ地めぐりをする観光客が増えるなどの反響が大きい。今後もドラマや映画の舞台となれば、ロケ地めぐりをするファン層があると考えられる。

図表Ⅲ-2 まだ奈良を訪れていない人が来訪にあたって整備されるべき条件

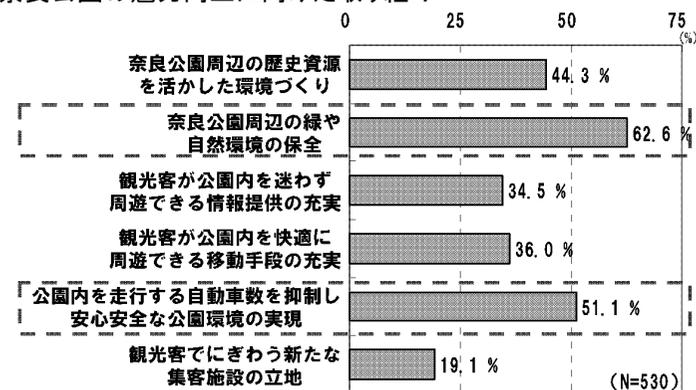


(注) 過去3年以内に大阪・京都の観光経験はあるが、過去5年以内に奈良観光の経験がない首都圏・中部圏在住者(各400名)を対象としたインターネットアンケート調査(平成20年11月実施)の結果による。

- ①安価で手軽な宿泊施設(35.3%)
- ②交通手段の整備(26.4%)
- ③魅力的なイベントの開催(26.2%)
- ④魅力的な旅行プラン: 体験や創作を伴う活動など(24.6%)

## 奈良公園の魅力向上や渋滞対策に向けたアンケート調査

### 奈良公園の魅力向上に向けた取り組み



### 奈良公園の渋滞対策に向けた取り組み

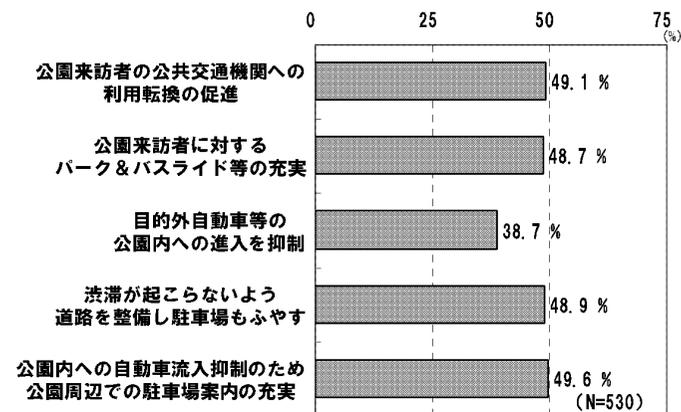


表 上位計画・関連計画の体系

資料2

今後策定する予定の計画は斜字で表記  
国の計画・県の計画のうち、確認できなかったものについては記載していない。

奈良市第3次総合計画

分野	奈良市の計画の名称	県の計画	国の計画	担当省庁	
	奈良市第3次総合計画	やまと21世紀ビジョン・実施計画	国土形成計画	国土交通省	
	新市建設計画	奈良県市町村合併	市町村合併支援プラン	国土交通省	
安全安心・ 防災・消防	安心・安全 奈良市安全安心まちづくり基本計画			国土交通省	
	防災	奈良市地域防災計画	奈良県地域防災計画	防災基本計画	内閣府
		奈良市耐震改修促進計画	奈良県耐震促進計画	都道府県耐震改修促進計画	国土交通省
		奈良市国民保護計画	奈良県国民保護計画	消防庁国民保護計画	総務省消防庁
文化・文化財	文化 奈良市文化振興計画			文化庁	
福祉	奈良市地域福祉計画	地域福祉計画	地域福祉計画	厚生労働省	
	奈良市次世代育成支援行動計画	新 結婚ワクワクこどもすくすく Plan 奈良県次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策		
	老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画	高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画			
	奈良市障害福祉計画		障害者福祉		
	奈良市障がい者福祉基本計画	奈良県障害福祉計画			
健康・保健・ 食品衛生	健康	奈良市21健康づくり	健康なら21計画	厚生労働省	
		奈良市食育推進計画	奈良県食育推進計画	食育推進基本計画	内閣府
	食品衛生	奈良市食品監視指導計画			厚生労働省
環境・景観・ 交通・ごみ	環境	奈良市環境基本計画	新奈良県環境総合計画	環境基本計画	環境省
		地球温暖化対策実行計画			
		奈良市生活排水処理基本計画		生活排水処理基本計画	
		奈良市公共下水道事業計画	奈良県污水处理総合基本構想		国土交通省
	景観	奈良市都市景観形成基本計画	奈良県景観計画	景観計画	国土交通省
		奈良市景観計画 H22.4~			
		奈良市街路景観美化整備計画 (仮称)奈良市眺望景観保全計画			
		緑の基本計画			
	交通	奈良市交通安全計画	奈良県交通安全計画	交通安全対策	内閣府
	ゴミ	第5期分別収集計画	第2次 奈良県廃棄物処理計画	循環型社会形成推進基本計画	環境省
奈良市一般廃棄物処理基本計画		奈良県一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画		
一般廃棄物処理実施計画		奈良県廃棄物処理計画	循環型社会形成推進基本計画		
奈良市地域循環型社会形成推進地域計画					
災害廃棄物処理計画					
観光・商工	観光	新奈良ブランド開発計画		観光庁	
		観光交流推進計画			
	商工等	奈良市中心市街地活性化基本計画	中心市街地商業活性化事業	中心市街地活性化基本計画	内閣府
		農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針		農林水産省

表 上位計画・関連計画の体系

資料2

今後策定する予定の計画は斜字で表記  
国の計画・県の計画のうち、確認できなかったものについては記載していない。

奈良市第3次総合計画



都市の将来像

基本方向

施策の大綱

基本計画 節

主要な計画・数

世界遺産に学び、ともに歩むまち なら

世界遺産を核に交流するまち  
歴史、文化、自然を未来につなぐ心豊かなまち  
みんなが主役となるまち

人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

福祉のまちづくり

環境保全と安心・快適なまちづくり

地域を支える産業を育成するまちづくり

- 1 人権の確立
- 2 同和問題の解決
- 3 男女共同参画社会
- 4 平和
- 5 市民参加
- 6 交流
- 7 情報化の推進
- 8 文化遺産の保護と継承
- 9 文化・芸術の振興
- 10 生涯学習の振興
- 11 学校教育の充実
- 12 青少年の健全育成
- 13 スポーツ・レクリエーションの振興
- 1 地域福祉
- 2 児童福祉
- 3 母子・父子福祉
- 4 高齢者福祉
- 5 障がい者・児福祉
- 6 保健・医療・衛生
- 1 環境保全
- 2 環境清美
- 3 土地利用計画
- 4 市街地整備
- 5 交通体系
- 6 道路
- 7 交通安全
- 8 住宅
- 9 景観・自然環境
- 10 公園・緑地
- 11 河川・水路
- 12 上水道
- 13 簡易水道
- 14 下水道
- 15 防災・消防
- 16 地域の安全・安心
- 1 観光交流
- 2 農林
- 3 商工・サービス
- 4 勤労者対策

- 5：効果的な人権教育・啓発の普及 など
- 4：啓発活動の強化 など
- 5：人権の尊重と男女共同参画社会への意識変革 など
- 1：平和尊重思想の啓発
- 4：広報・広聴活動の充実 など
- 4：市民交流の活性化 など
- 4：電子自治体推進体制の整備 など
- 5：文化財の指定と保護 など
- 8：奈良市分化芸術振興計画の策定 など
- 4：施設整備 など
- 17：教育内容の充実 など
- 6：家庭の教育力の充実 など
- 7：スポーツ施設の整備 など
- 8：「奈良市地域福祉計画」の推進 など
- 6：保育内容の充実 など
- 3：母子福祉センター活動の充実 など
- 4：在宅福祉サービス等援護対策の充実 など
- 9：奈良市障がい者福祉基本計画の策定 など
- 12：地域医療体制の整備 など
- 4：環境保全行動の推進 など
- 12：適正処理体系の確立 など
- 11：計画的な土地利用等 など
- 8：JR奈良駅周辺地区整備 など
- 7：高速交通体系の整備 など
- 4：広域自動車道路の整備及び都市計画道路網の見直し など
- 5：歩道空間と道路環境の整備 など
- 2：公営住宅ストック総合活用計画 など
- 7：景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備 など
- 4：都市公園の整備・充実 など
- 4：治水対策・流域対策の促進 など
- 6：水道施設の拡張整備と耐震化 など
- 1：簡易水道の地方公営企業法適用化
- 7：下水道の整備及び事業認可区域の拡大 など
- 12：災害に強い都市基盤の整備 など
- 7：安全・安心なまちづくり など
- 8：観光関連施設の整備促進 など
- 7：農業生産体質の強化 など
- 6：奈良マーチャントシードセンターの効率的な運営と活用 など
- 4：中小企業勤労者の福祉共済制度の実施 など

## 総合計画における施策の大綱別評価結果集計表(平成21年度施策評価)

施策の大綱	評価シート	総合評価(施策の今後の方向性)					構成事務事業(方向性)				
		A	B	C	D	計	1	2	3	4	計
1 人権の尊重、文化の創造、 教育の充実を進めるまちづくり	36	6	29		1	36	36	203	32	32	303
2 福祉のまちづくり	17	5	12			17	40	203	18	25	286
3 環境保全と安心・快適なまちづくり	40	7	32		1	40	29	191	5	15	240
4 地域を支える産業を育成するまちづくり	8	4	4			8	16	82	4	9	111
計	101	22	77	0	2	101	121	679	59	81	940

(参考) 総合評価(施策の今後の方向性)

構成事務事業(方向性)

A	施策を拡充する。
B	施策を継続実施する。
C	施策を縮小する。
D	施策を抜本的に見直す。

1	事業を拡充する。
2	事業を継続実施する。
3	事業を縮小する。
4	事業を廃止もしくは休止する。または事業が終了するもの。

資料 1 2

平成21年度 施策評価結果

平成21年12月

奈良市

資料 1 2

## 平成 21 年度施策評価の結果

平成 21 年度施策評価では、平成 20 年度に実施した施策について評価を行いました。

行政評価とは、政策、施策及び事務事業といった行政の活動について、成果指標等を用いてその有効性や効率性を評価することです。

行政評価では、行政を経営（マネジメント）するという観点から、民間経営においては早くから導入されているマネジメントサイクル[PDCA サイクル・・・Plan（企画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）]の評価の仕組みを行政運営の中に取り込んでいます。

つまり、行政活動を一定の目的・基準・視点に従って評価することにより、行政の現状や抱える課題を明らかにし、それを認識して絶えず行政活動の改善を図っていくためのツールが行政評価です。

奈良市では、市民の皆様の視点に立った成果を重視する行政を推進するため、平成 15 年度から行政評価を導入しました。

平成 15 年度・16 年度の試行を経て、平成 17 年度・18 年度は、行政活動の基本単位である事務事業を評価対象とする事務事業評価を実施しました。

平成 19 年度からは、事務事業を行う目的に当たる「施策」（「奈良市第 3 次総合計画【後期基本計画】」に掲げられた「節」を分類・整理したもの）を対象とした施策評価に、以下の目的を掲げて取り組んでいます。

- ・市民の視点に立った成果を重視する行政の推進
- ・行政の透明性と説明責任の確保
- ・総合計画の進行管理及び次期（第 4 次）総合計画策定

### 評価項目

奈良市第 3 次総合計画【後期基本計画】において「節」として掲げられた部分を「基本施策」と位置づけ、その下に目的・対象によって分類整理した「施策」を設定しました。

平成 21 年度の施策評価では 40 の基本施策と 67 の施策を設定しています。

### <施策の大綱>

1. 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり（基本施策 13、施策 20）
2. 福祉のまちづくり（基本施策 6、施策 15）
3. 環境保全と安心・快適なまちづくり（基本施策 16、施策 27）
4. 地域を支える産業を育成するまちづくり（基本施策 5、施策 5）

## 資料 1 2

## 評価の区分

評価は、原則として施策を所掌する部が実施しました。

施策の今後の方向性については、施策の所管部長が以下の 4 段階で総合評価を行いました。

- A：施策を拡充する。
- B：施策を継続実施する。
- C：施策を縮小する。
- D：施策を抜本的に直す。

また、施策の点検における達成度については、各事業の担当課が以下の 4 段階で評価しました。

- A：高い
- B：やや高い
- C：やや低い
- D：低い

## 評価結果

評価の集計結果及び評価の一覧表は以下のとおりです。

施策の評価は、各部署を基本としており 67 施策で事業シートは 101 シート作成されました。各シート毎に所管部長が総合評価を行い、達成度については各担当課が評価を行いました。

達成度について、A 評価が 25 施策、B 評価が 51 施策、C 評価が 21 施策、D 評価が 4 施策という結果になり、今年度は昨年度と比べ A 評価が 2 施策、B 評価が 1 施策減少する一方で、C 評価が 2 施策、D 評価が 1 施策増加し、全体として評価が悪くなっています。

## 大綱別達成状況

大綱名	A：高い		B：やや高い		C：やや低い		D：低い	
	H21	H20	H21	H20	H21	H20	H21	H20
1:人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり	6	4	22	25	8	8	0	0
2:福祉のまちづくり	4	6	8	6	4	3	1	1
3:環境保全と安心・快適なまちづくり	14	16	16	16	7	6	3	2
4:地域を支える産業を育成するまちづくり	1	1	5	5	2	2	0	0
計	25	27	51	52	21	19	4	3

・H21 は平成 21 年度施策評価の結果（H20 年度予算分）を、H20 は平成 20 年度施策評価の結果（H19 年度予算分）です。

資料 1 2

昨年度からの推移

1. 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

・昨年度に比べ評価が上がった施策

昨年度に比べ評価が上がった施策は、「男女共同参画社会の実現（市民活動部）」「国際交流の活発化（観光経済部）」「文化遺産の保存と活用（教育総務部）」「文化・芸術の振興（企画部）」「生涯学習社会の実現（市民活動部）」の5施策です。

「男女共同参画社会の実現（市民活動部）」は各種審議会への女性委員の登用率及び市民意識の満足度の数値が向上しています。これは男女共同参画社会の実現への意識が浸透してきているということで達成度の向上に結び付いています。

「国際交流の活発化（観光経済部）」は平城遷都1300年となる2010年に向けて、西安市及び揚州市で燈花会・盆踊りを行う「平成の遣燈使」や「トレド・ベルサイユ文化交流の旅」を実施し、奈良市民と海外の友好姉妹都市の市民との交流が図れたということで達成度の向上に結び付いています。

「国際交流の活発化（学校教育部）」は、英語を母国語とする外国青年をALT（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）として任用し各学校に派遣することにより、子供たちが生きた英語に触れあい実践的な英語教育が継続的に行えたことで達成度の向上に結び付いています。

「文化遺産の保存と活用（教育総務部）」は、文化財の指定を行うことにより保護保存が進んだことに加え、大安寺旧境内等の公有化と整備が進捗しました。また、文化財の意識の向上のための展示会及び講座への参加が増加していることが達成度の向上に結び付いています。

「文化・芸術の振興（企画部）」は、平城遷都1300年祭事業計画が策定され、準備及び各実行委員会の設立等が順調に進んでいます。また、平城遷都1300年祭に関わる市民企画事業が順調に進んでいることが達成度の向上に結び付いています。

「生涯学習社会の実現（市民活動部）」は、図書館の図書資料貸出冊数が伸びており目標値を大きく上回る成果が達成できたことが達成度の向上に結び付いています。

・昨年度に比べ評価が下がった施策

昨年度に比べ下がった施策は、「開かれた市政の推進（市民活動部）」「情報化の推進（市民生活部）」「特色のある教育の推進（教育総務部）」「高等学校教育の充実（教育総務部）」「スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進（市民活動部）」の5事業です。

「開かれた市政の推進（市民活動部）」は、「市民とともにあゆみ、市民と協働するまちづくり」の一環として、市の施策を積極的に市民の皆様方に伝え、市政に対する理解を深めてもらうため、「タウンミーティング」を、また、市民からの要望を聞く「要望を聞く会」を開催し、市政に対する提言・要望を聞き街づくりに反映させていますが、年々参加者が減少してきていることによります。

資料 1 2

「情報化の推進（市民生活部）」は、住民基本台帳カードの普及率が悪いこと、戸籍事務の電算化が当初計画の平成23年度稼働予定から平成24年度中に本稼働を目指すという1年の遅れが出たことから達成度を下げています。

「特色のある教育の推進（教育総務部）」は、市民意識における満足度調査の不満・やや不満・わからない・空欄が増えていることにより、市民への積極的な情報提供の必要性を感じ達成度を下げています。

「高等学校教育の充実（教育総務部）」は、災害が発生したときの避難所として耐震化の促進が必要となってきていますが、屋内運動場の耐震化優先に伴い耐震化率の低い小・中学校が優先されたため評価が下げられています。

「スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進（市民活動部）」は、ハード面での整備は順調ですが、ソフト面での運動・スポーツ・レクリエーションを組み込んだ生活スタイルの構築を市民に推奨し浸透していくことができていないということから評価を下げています。

## 2. 福祉のまちづくり

- ・昨年度に比べ評価が上がった施策

昨年度に比べ評価が上がった施策は、「国民健康保険事業の健全運営（市民生活部）」の1事業です。

「国民健康保険事業の健全運営（市民生活部）」は平成19年度において保険給付金の増大と、保険料の大幅な値上げによる納付意欲の低下から収納率が下がり単年度赤字になったのが、平成20年度は単年度収支で黒字を確保したことによります。

- ・昨年度に比べ評価が下がった施策

昨年度に比べ評価が下がった施策は、「保健・医療の拠点施設の整備（保健所）」の1事業です。

「保健・医療の拠点施設の整備（保健所）」は、保健所等複合施設の建設が土壌改良工事で工事の進捗状況が工程計画より遅れているため評価を下げています。

## 3. 環境保全と安心・快適なまちづくり

- ・昨年度に比べ評価が上がった施策

昨年度に比べ評価が上がった施策は、「奈良らしい個性的な都市環境の形成（都市整備部）」「総合的な防災対策の推進（市民生活部）」「安全・安心なまちづくり（市民生活部）」の3事業です。

「奈良らしい個性的な都市環境の形成（都市整備部）」は、景観法の施行により景観行政団体となった本市の法に基づく景観計画の策定が予定通り進捗していることによります。

「総合的な防災対策の推進（市民生活部）」は、自主防災組織の組織率及び自主防災

資料 1 2

組織の訓練実施率が当初目標を上回っていることによります。

「安全・安心なまちづくり（市民生活部）」は、「奈良市安全安心まちづくり基本計画」が目標通り平成 20 年度に策定されたことによります。

・昨年度に比べ評価が下がった施策

昨年度に比べ下がった施策は、「環境の保全啓発、環境保全行動の推進（企画部）」「産業廃棄物の適正処理（企画部）」「し尿の適正処理（環境清美部）」「環境美化の推進（環境清美部）」「道路整備の推進（都市整備部・建設部）」「総合的な防災対策の推進（都市整備部）」「消防・救急救助体制の充実（消防局）」の 7 事業です。

「環境の保全啓発、環境保全行動の推進（企画部）」は、目標値に対し達成度が 90% であったため、評価を下げました。

「産業廃棄物の適正処理（企画部）」は、平成 19 年度は産業廃棄物の不適正処理に対する行政代執行を行い成果が表れました。平成 20 年度は不適正処理のゼロを目指していましたが未達成になったため評価を下げました。

「し尿の適正処理（環境清美部）」は汚泥に生ごみを加えて堆肥へリサイクルするし尿処理の施設を運営管理していますが、生ごみ資源化量が目標値に届かないことにより評価を下げました。

「環境美化の推進（環境清美部）」は、不法投棄は不法投棄警告センサーの設置場所における不法投棄は減少していますが、不法投棄はまだ多く、今後もセンサーの設置が必要であり、市民からの要望も完全には満たされていないことにより評価を下げました。

「道路整備の推進（都市整備部）」については、国道 24 号の渋滞緩和等に寄与するとともに、既存の高速道路及び主要な国道とのネットワークが形成され、近畿大都市圏での時間短縮・拠点都市との連携が図られる京奈和自動車道の早期整備が望まれています。地元の協力及び必要な財源を確保する必要があるという段階であり、評価を下げました。

「道路整備の推進（建設部）」は、道路の新設及び改良に対する要望は増加しており、事業実施に着手するが用地取得が困難であり、現在事業中の道路事業を早期に完成させなければならないという考えから評価を下げました。

「総合的な防災対策の推進（都市整備部）」は、これから起きるであろうと想定されている大地震に備え、建築物の耐震化についての市民の関心を高めていかななくてはならないが、阪神淡路大震災から 14 年経過し、建築物の耐震化についての市民の関心は低下傾向であることから評価を下げました。

「消防・救急救助体制の充実（消防局）」は、本市と同一規模市町村（中核市）の職員充足率からすれば、やや低い数値となっており、又、火災予防・住宅火災警報器の普及については高齢者一人暮らしの世代の増加傾向と個人情報保護の問題点が存在し、防火訪問等実施指導が困難になってきているなどの課題が多く評価を下げました。

資料 1 2

4. 地域を支える産業を育成するまちづくり

この項目については、昨年度と比して、評価が上回ったもしくは下回った施策はありません。



# 奈良市第3次総合計画の総括 (事務事業編)

各事業について、総合計画期間にわたる総括等をして下さい。

	達成状況	判定理由	継続の 必要性	判定理由
1	人権擁護啓発作品展事業			
2	人権擁護委員協議会事務			
3	人権施策推進事業			
4	人権啓発イベント事業			
5	人権啓発事業			
6	人権教育推進事業			
7	生涯学習推進事業			
8	奈良市人権教育推進協議会運営補助金			
9	女性学級事業			
10	識字学級事業			
11	人権教育事務経費(嘱託賃金)			
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

## これまでの奈良市総合計画基本構想の概要

名称	奈良市総合計画	奈良市新総合計画	奈良市第3次総合計画
期間	1981～1990 昭和56年度～平成2年度	1991～2000 平成3年度～平成12年度	2001～2010 平成13年度～平成22年度
将来都市像	「未来にのびゆく国際文化観光都市 伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくり」 本文中では「まちづくりの目標」と表現	歴史と自然と生活文化が織りなす、創造と交流の世界都市 奈良	世界遺産に学び、ともに歩むまち なら
基本方向		1 歴史と自然を大切にす文化の都 美しい風格のあるまちづくり 2 未来に誇る世界都市 世界と交流するまちづくり 3 生活文化を創造するまち 市民が行動するまちづくり	1 世界遺産を核に交流するまち 2 歴史、文化、自然を未来につなぐ心豊かなまち 3 みんなが主役となるまち
施策の大綱	1 歴史と伝統を市民生活にかすまちづくり 2 緑豊かな住みよい生活環境をととのえるまちづくり 3 うるおいと生きがいのある福祉環境をめざすまちづくり 4 生涯教育の充実をはかるまちづくり 5 活力ある産業をつちかうまちづくり 6 あらゆる差別をなくすまちづくり 7 市民の創意と連帯感をはぐむまちづくり	1 豊かな人間性と市民文化を育む社会をめざして 2 うるおいのある快適で安全な社会をめざして 3 やすらぎと生きがいのある社会をめざして 4 人権が尊重されるふれあいのある社会をめざして 5 活力と魅力ある地域経済を培う社会をめざして	1 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり 2 福祉のまちづくり 3 環境保全と安心・快適なまちづくり 4 地域を支える産業を育成するまちづくり

## 奈良市総合計画基本構想の構成について

名称	奈良市総合計画	奈良市新総合計画	奈良市第3次総合計画
			「序」 第1章 総合計画策定にあたって 第2章 総合計画策定の背景 第3章 奈良市をとりまく社会経済環境の動向 第4章 奈良市の主要課題
基本構想	1. 構想の目的とその性格	第1章 基本構想の策定にあたって 1 基本構想の目的 2 基本構想の目標年次 3 社会潮流の変化	第1章 基本構想策定にあたって 1 基本構想の目的 2 基本構想の目標年次
	2. 奈良市の特質と課題	4 奈良市の特性と課題	
	3. 将来像とまちづくりの目標	第2章 めざすべき明日の奈良 1 都市の理念 2 将来都市像 3 まちづくりの方向 4 地域構成 5 設定人口	第2章 まちづくりの基本的な考え方 1 基本理念 2 都市の将来像 3 基本方向 4 人口
	4. 施策の大綱	第3章 施策の大綱	第3章 施策の大綱
	5. 構想実現のために 行財政運営 行政と市民の協力体制 国・県等への要望 基本計画の策定	第4章 構想実現のために 1 効率的な行財政の運営 2 関係機関との連携 3 主要プロジェクト 4 基本計画・実施計画の策定	第4章 基本構想の推進 1 市民参加の推進 2 効率的な行財政運営の推進 3 関係機関との連携の推進

他都市基本構想の骨子

区分	奈良市第3次総合計画 (H13～H22)	近畿中核市				計画期間8年構想				
		大津市 (H19～H28) 10年間	和歌山市 (H20～H29) 10年間	姫路市 (H21～H32) 12年間	西宮市 (H21～H30)10年間	多治見市 (H20～H27) 前期4年・後期4年				
序	1. 総合計画の策定にあたって 策定の主旨 計画の構成と期間		基本 構想 策定 にあ たっ て	序論 総合計画策定の趣旨 総合計画の構成と期間 第1章 基本構想の目的	第1 総合計画策定の趣旨 第2 総合計画の役割と目標年次 計画の役割 目標年次 第3 前総合計画によるまちづくり	第1章 総合計画の策定にあたって 計画の目的・役割 策定にあたっての環境意識 行政運営の方針				
	2. 総合計画策定の背景 自然条件 まちづくりのあゆみ 奈良市の現況 広域計画の動向			第1章 基本構想策定の趣旨						
	3. 奈良市をとりまく社会経済環境の動向			第2章 都市づくりの前提となる社会潮流			第4 時代の潮流			
	4. 奈良市の主要課題			第3章 和歌山市の特性と現状			第5 まちづくりの主な課題			
基本 構想	第1章 基本構想策定にあたって 基本構想の目的 基本構想の目標年次	基本 構想	基本 構想	第1章 基本構想策定の目的 第2章 基本構想の期間	基本 構想	基本 構想				
	第2章 まちづくりの基本的な考え方 基本理念 都市の将来像 基本方向 人口			1. はじめに			第3章 基本理念 第4章 将来都市像 第5章 将来人口	第6章 まちづくりの基本目標 基本目標 将来のまちのイメージ	第2章 めざすまちの将来像 めざすまちの将来像 元気であり続けるための視点 政策分野ごとの元気 計画全体の構造図	
	第3章 施策の大綱			2. まちづくりの基本理念			第3章 基本理念	第4章 都市づくりの目標 都市づくりの基本理念 目指すべき都市像 実現のための基本目標 目標とする人口 目標とする都市像	第6章 行財政運営の基本方針 情報提供と市民参画の推進 公共サービスの範囲の検討 持続性のある確かな行財政運営 多様な主体が担う協働のまちづくり 他の自治体との連携	
				3. 将来都市像			第4章 将来都市像			
				4. 基本フレーム 人口の想定 都市構造 土地利用の基本方針			第5章 将来人口			
				5. 基本方針			第6章 行財政運営の基本方針 情報提供と市民参画の推進 公共サービスの範囲の検討 持続性のある確かな行財政運営 多様な主体が担う協働のまちづくり 他の自治体との連携			
	6. 基本政策			第7章 土地利用の方向性			第7章 土地利用の方向性	第5章 基本目標	7. 施策の大綱	第3章 計画の体系と運営 計画の体系 計画期間と見直し 計画的な行政運営 進行管理と評価
	7. まちづくりの主体及び姿勢 まちづくりの主体 まちづくりの姿勢			第8章 分野別まちづくりの目標			第8章 分野別まちづくりの目標	第6章 新しい都市づくりを進める方策 コンパクトシティの推進 市民共治の実現 生涯現役社会の実現 グローバルな視点に立った都市づくりの推進	8. 総合計画の実現に向けて 参画と協働の社会の実現 行政マネジメントの推進	

:区分は奈良市第3次総合計画に従ったもので、他市の構成とは必ずしも一致しない

## 奈良市まちづくり市民会議 提案書

- 提案書本文は、奈良市ホームページ内のコンテンツ「奈良市まちづくり市民会議」からダウンロードできます。

奈良市トップページ ( <http://www.city.nara.nara.jp/> ) > 奈良市の取り組み > 総合計画 > 第4次総合計画 > 奈良市まちづくり市民会議

[http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1257922187577/files/ms\\_houkoku.pdf](http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1257922187577/files/ms_houkoku.pdf)

## 奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、市行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決又は議会への報告をすべき事件として定めることにより、計画の段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって市民の視点に立った総合的かつ計画的な市行政の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本計画 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づき、市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、市が策定する各種の計画及び施策のすべての基本となる計画をいう。
- (2) 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき市の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。

## (議会の議決)

第3条 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。次条において同じ。）は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 市長は、基本計画を計画期間中に廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

## (立案過程における議会への報告)

第4条 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、その立案過程において、次に掲げる事項を議会に報告しなければならない。

- (1) 基本計画の策定又は変更をする趣旨、目的、背景等
- (2) 基本計画の案の概要
- (3) 基本計画の実現に係る経費その他当該計画の実施に関し必要と認められる事項

## (実施状況の報告等)

第5条 市長は、毎年度、基本計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を

議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

2 市長は、実施計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、これを議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(意見の申出)

第6条 議会は、次に掲げるときには、市長に対して意見を申し出ることができる。

(1) 市行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるとき。

(2) 社会経済情勢の変化その他特別の事情により、基本計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるとき。

(3) 基本計画に定める事業の進捗状況を勘案して、その実施を推進する必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

現在本市では、第4次総合計画策定に向けた準備が進められている。自治体のすべての事務事業はこの総合計画に沿って行われることになり、市政運営における最上位の計画であり、市の財政が危機的な状況にある今、これまで以上にその重要性を増しているところである。しかしながら、地方自治法上では、議会の議決が必要であるのは「基本構想」のみで、その内容は非常に抽象的な表現で占められている。このような漠然とした分野しか議決を要しないということは、自治体事務の立案・決定・執行・評価における論点や争点を明らかにするとともに、自治体の意思の決定機関としての責務を負っている議会としては、その存在意義にもかかわる問題であると考えられ、これを是正する必要があると考える。このため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、市行政の基本的な計画の策定等に議会の議決を必要とする条例を設けるものである。

本条例では、総合計画の立案過程における議会への報告を義務づけ、かつ、市長に意見を申し述べることができることにより、事前審査に当たらずに議会

の意見を総合計画の策定等に反映させることが可能となる。

さらに、立案された総合計画が計画倒れとならないよう、P D C Aサイクルを目的とした議会への定期的な実施状況の報告や一般への公表を義務化し、実効性と透明性が高められ、しっかりと進捗管理できる案としている。

本条例案は以上のように、議会が計画の段階から進捗及び施策の実現まで積極的な役割を果たすことを制度的に保障することにより、市民視点に立った総合的・計画的な市行政の推進に資することをこれまで以上に可能とするために制定を目指すものである。